

第5号議案

総会運営規則の一部改正について

令和5年度の定款変更により、総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定めたことに伴い、総会の招集通知の記載事項等を一部変更するとともに、電子提供措置をとる事項や期間等に関する規定を新設するため、総会運営規則の一部を改正するものである。

1 総会運営規則の改正（案）

現 行	改正案（下線部が改正箇所）
<p>（招集の通知）</p> <p>第3条（略）</p> <p>2 前項の通知には、前条各号に掲げる事項を記載するとともに、総会参考書類及び議決権行使書、出席票等その他必要な書類を同封しなければならない。</p>	<p>（招集の通知）</p> <p>第3条（略）</p> <p>2 前項の通知には、<u>次の各号に掲げる事項を記載するものとする。</u></p> <p><u>（1）前条第1号から第3号に掲げる事項</u></p> <p><u>（2）電子提供措置をとっている旨</u></p> <p><u>（3）電子提供を行うウェブサイトのアドレス等</u></p> <p><u>（電子提供措置）</u></p> <p>第3条の2 定款第14条第4項の規定による電子提供措置は、<u>総会の日の3週間前の日又は前条第1項の通知を発出した日のいずれか早い日から総会の日後3箇月を経過する日までの間、次に掲げる事項に係る情報について継続してとるものとする。</u></p> <p><u>（1）第2条各号に掲げる事項</u></p> <p><u>（2）第2条第3号に掲げる事項を定めた場合には、総会参考書類及び議決権行使書面に記載すべき事項</u></p> <p><u>（3）一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号。以下「一般法人法」という。）第45条第1項の規定による請求があった場合には、同項の議案の要領</u></p>

	<p>(4) <u>一般法人法第125条の計算書類及び事業報告並びに監査報告に記載された事項</u></p> <p>(5) <u>前各号の事項を修正したときは、その旨及び修正前の事項</u></p>
	<p><u>附則</u></p> <p><u>この規則は、令和6年6月20日から施行し、令和6年度定時総会に係るものから適用する。</u></p>

【参考】

○一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）（抄）
（電子提供措置）

第47条の3 電子提供措置をとる旨の定款の定めがある一般社団法人の理事は、第39条第2項各号に掲げる場合には、社員総会の日の三週間前の日又は同条第1項の通知を発した日のいずれか早い日（第47条の6第3号において「電子提供措置開始日」という。）から社員総会の日後三箇月を経過する日までの間（第47条の6において「電子提供措置期間」という。）、次に掲げる事項に係る情報について継続して電子提供措置をとらなければならない。

- 一 第38条第1項各号に掲げる事項
- 二 第41条第1項に規定する場合には、社員総会参考書類及び議決権行使書面に記載すべき事項
- 三 第42条第1項に規定する場合には、社員総会参考書類に記載すべき事項
- 四 第45条第1項の規定による請求があった場合には、同項の議案の要領
- 五 一般社団法人が理事会設置一般社団法人である場合において、理事が定時社員総会を招集するときは、第125条の計算書類及び事業報告並びに監査報告に記載され、又は記録された事項
- 六 前各号に掲げる事項を修正したときは、その旨及び修正前の事項

（社員総会の招集の通知等の特則）

第47条の4 （略）

2 第39条第4項の規定にかかわらず、前条第1項の規定により電子提供措置をとる場合には、第39条第2項又は第3項の通知には、第38条第1項第5号に掲げる事項を記載し、又は記録することを要しない。この場合において、当該通知には、同項第1号から第4号までに掲げる事項のほか、電子提供措置をとっている旨その他法務省令で定める事項を記載し、又は記録しなければならない。